

令和8年3月1日から

小児慢性の医療受給者証の指定医療機関・保険者名・記号及び番号・適用区分の記載が変わります

令和8年3月1日以降、名古屋市が発行する医療受給者証には

「個別の指定医療機関の名称」ではなく「児童福祉法に基づき指定された全国の指定小児慢性特定疾病医療機関」と記載し、保険者名・記号及び番号・適用区分欄の記載を廃止（※1）します。

そのため、「児童福祉法に基づき指定された全国の指定小児慢性特定疾病医療機関」であれば、新たに利用する指定医療機関（※2）として事前の申請をしなくても、助成対象として受診できるようになります。

（※1）医療機関の窓口での「自己負担上限額」に変更はございませんので、現在お持ちの医療受給者証は今まで通りお使いいただけます。保険者名・記号及び番号・適用区分については、医療機関でのオンライン資格確認等による確認に変更されます。

（※2）医療機関が「児童福祉法に基づく指定医療機関の指定」を受けているかどうかは、医療機関所在地の各都道府県・指定都市等にご確認ください。

令和8年2月28日まで

医療受給者証	病院・診療所	A病院	所在地	○区××2-1
	薬局	B薬局	所在地	○区△△1-1
	薬局	C薬局	所在地	○区□□3-1

駅前に新しくできた薬局を利用したいけど、手続きが必要…

令和8年3月1日から

「児童福祉法に基づき指定された全国の指定小児慢性特定疾病医療機関」
(病院、診療所、薬局、訪問看護ステーション)

「児童福祉法に基づき指定された全国の指定小児慢性特定疾病医療機関」だから、手続きしないで利用できる！

《現在お持ちの医療受給者証について》

現在お持ちの医療受給者証には、「個別の指定医療機関の名称」、「保険者名」「記号及び番号」「適用区分」が記載されていますが、令和8年3月1日以降も、次回更新までそのままご使用できます。ただし、健康保険が変更となった場合は、届出が必要です。